

《平成 10 年度（1998 年度）調査と平成 21 年度（2009 年度）調査との比較について》

平成 21 年度（2009 年度）調査の緑被率は、前回の平成 10 年度（1998 年度）の調査（抽出規模約 10 m²）と比べて調査技術が向上したこともあり、これまで把握しにくかった小規模な緑被地（抽出規模約 1 m²）まで抽出されています。このため、前回調査よりも緑被地が多く抽出されていると思われ、単純に平成 10 年度（1998 年度）調査の結果と比較することは難しいものがあります。

また、平成 10 年度（1998 年度）調査時は、多摩ニュータウン区域は、一部造成中の地区やまち開きがされた地区でも、土地活用がされていない地区が多くあったことから緑被地が少なかったものの、平成 21 年度（2009 年度）の調査時には、新しい緑が多く創出され、大幅に緑被地が増えています。

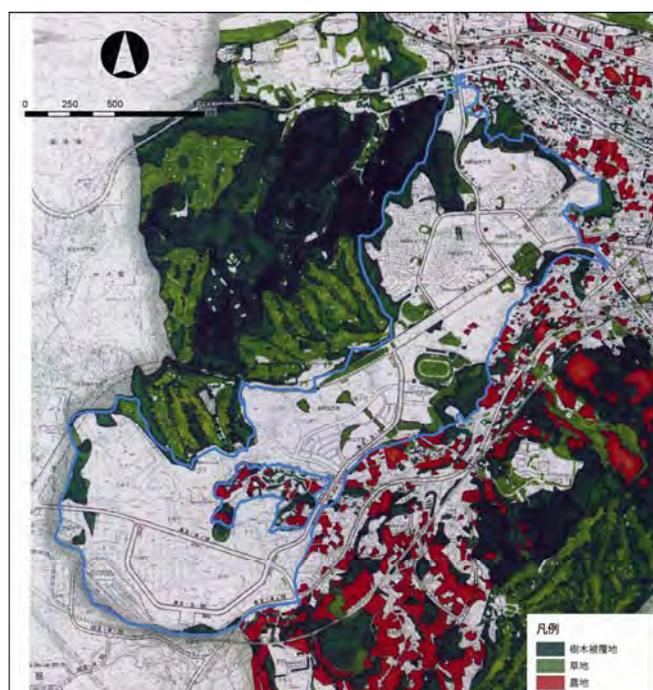
参考に、平成 10 年度（1998 年度）調査との比較を示しました。

表 2-2 【参考】緑被の比較

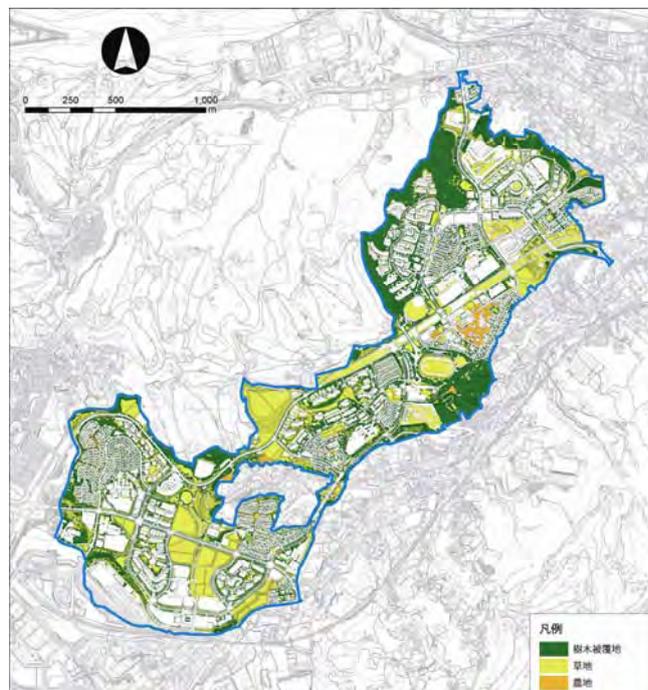
区 分	平成10年度(1998年度)		平成21年度(2009年度)		増減 (ha)	増減 (ポイント)
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)		
樹木・樹林・竹林	492.95	27.4%	563.39	31.4%	70.44	3.9
草地	264.49	14.7%	323.88	18.0%	59.39	3.3
畑	198.58	11.1%	132.37	7.4%	-66.21	-3.7
小 計	956.02	53.2%	1,019.64	56.7%	63.62	3.5
水面	9.30	0.5%	13.60	0.8%	4.30	0.2
非緑被地	831.68	46.3%	763.76	42.5%	-67.92	-3.8
合 計	1,797.00	100.0%	1,797.00	100.0%	0.00	0.0

(端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。)

※各年の調査手法が違うことから一概な比較はできません。参考として示しました。



平成 10 年度（1998 年度）調査



平成 21 年度（2009 年度）調査

図 2-6 多摩ニュータウンにおける緑被地の変化

(2) 地区別の緑被率

稲城市の地区別に緑被率を算出しました。

下図に示すように、多摩サービス補助施設、ゴルフ場などを主体とする区域の「飛地（東長沼・百村・坂浜）」が93.6%と最も高い割合を示しました。また、まとまった樹林地やゴルフ場があり、農地が多く残されている「坂浜」も72.9%と高い割合を示しています。

昭和40年代に開発がなされた「平尾」が54.1%、最近の開発である多摩ニュータウンの区域（若葉台、長峰、向陽台）も41.1%～54.5%と緑が多く確保されています。その他の既成市街地も40%以上と、各地域ともに緑被率30%を大きく上回っており、既成市街地、新市街地を問わず、とても緑が豊かであることがわかります。

なお、各種計画で用いられている4地域の平坦地（既成市街地）・三沢川左岸丘陵地・三沢川右岸丘陵地・平尾地区の緑被率については、地域別計画で示します。

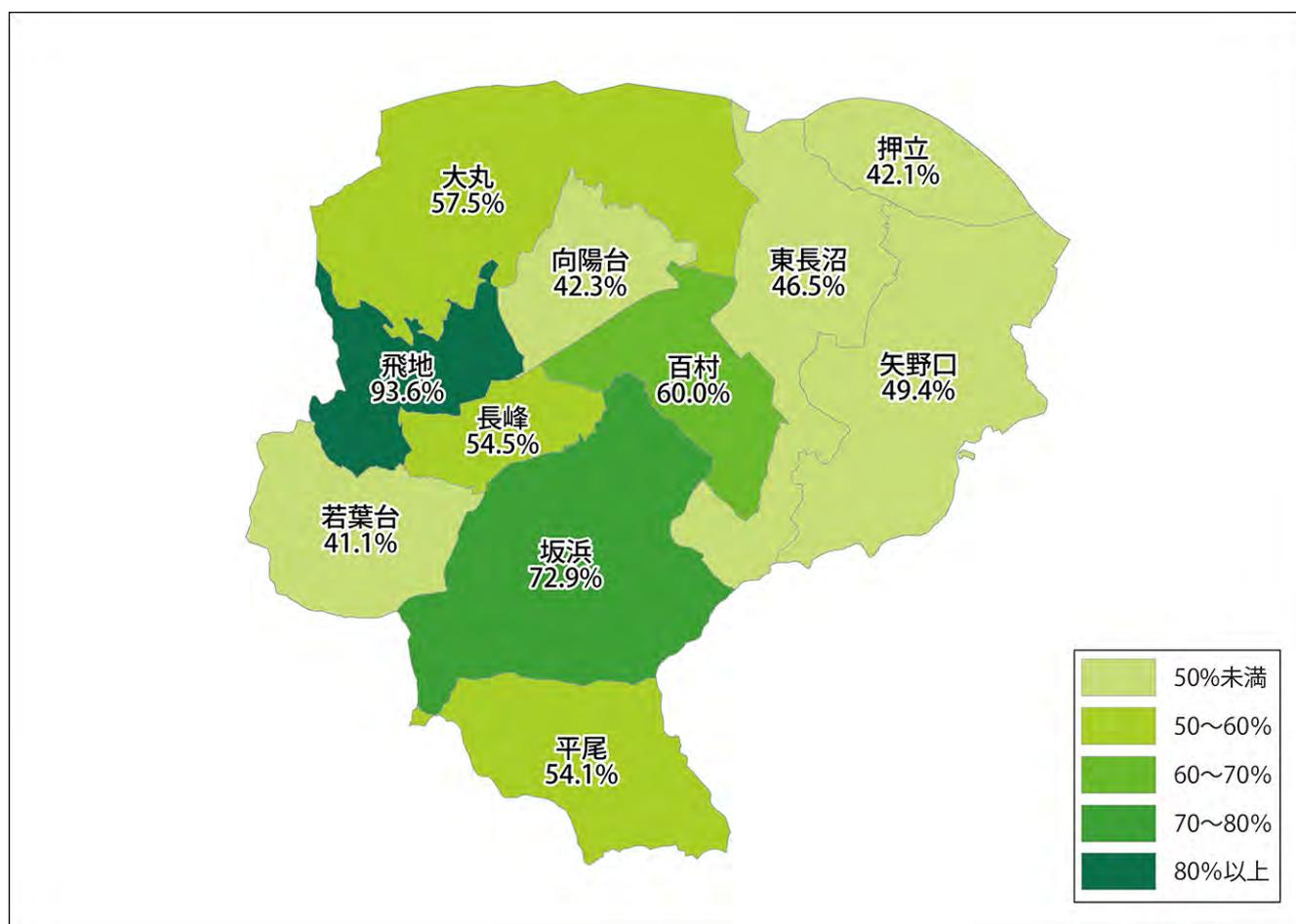


図 2-7 地区別緑被率

表 2-3 地区別緑被率

上段:面積 ha 下段:割合

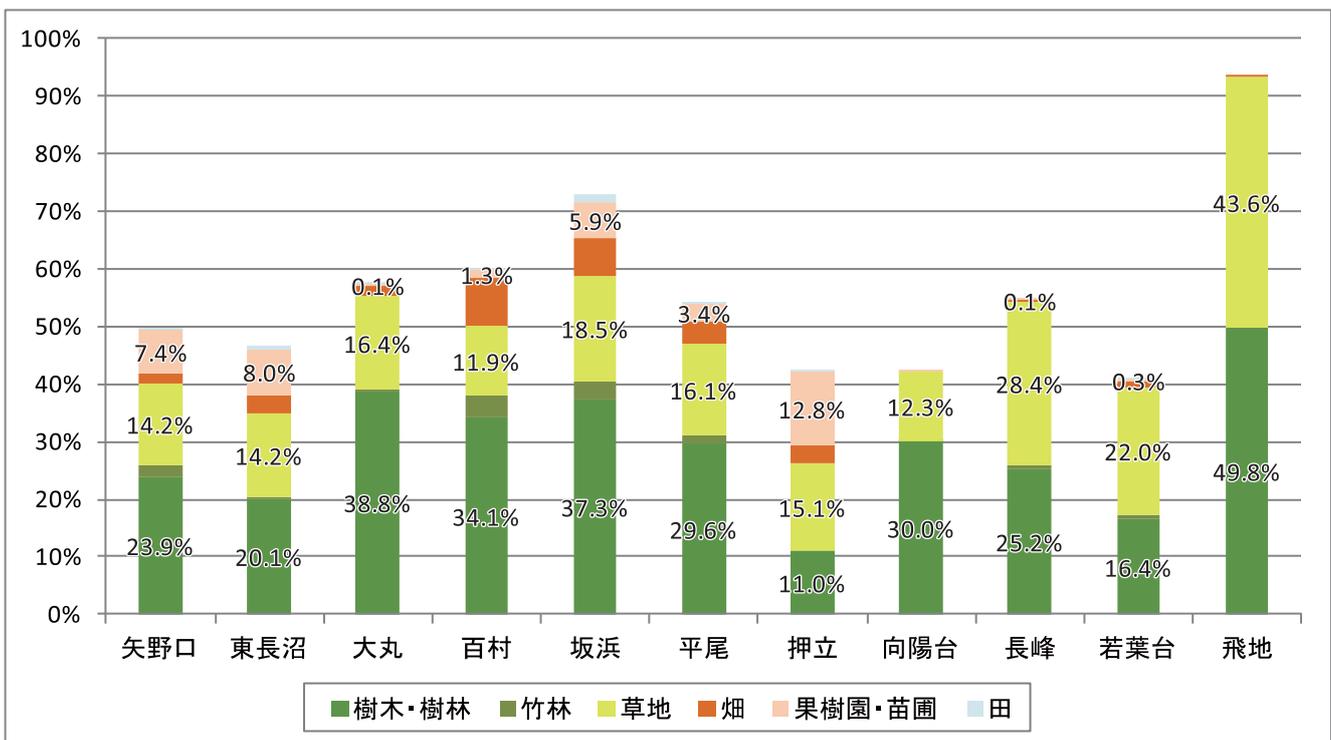
地区	地域面積	緑被面積	緑被率	緑被内訳					
				樹木・樹林	竹林	草地	畑	果樹園・苗圃	田
矢野口	261.30	129.06	49.4%	62.46	5.30	37.15	4.55	19.28	0.33
				23.9%	2.0%	14.2%	1.7%	7.4%	0.1%
東長沼	197.67	91.86	46.5%	39.78	0.78	28.12	6.68	15.78	0.73
				20.1%	0.4%	14.2%	3.4%	8.0%	0.4%
大丸	306.92	176.45	57.5%	119.19	0.14	50.41	5.50	0.33	0.87
				38.8%	0.0%	16.4%	1.8%	0.1%	0.3%
百村	116.56	69.91	60.0%	39.76	4.56	13.91	9.86	1.49	0.33
				34.1%	3.9%	11.9%	8.5%	1.3%	0.3%
坂浜	287.98	209.83	72.9%	107.45	8.91	53.25	18.97	17.07	4.18
				37.3%	3.1%	18.5%	6.6%	5.9%	1.5%
平尾	153.05	82.85	54.1%	45.30	2.02	24.70	5.54	5.16	0.15
				29.6%	1.3%	16.1%	3.6%	3.4%	0.1%
押立	80.32	33.83	42.1%	8.84	0.05	12.10	2.53	10.29	0.01
				11.0%	0.1%	15.1%	3.1%	12.8%	0.0%
向陽台	90.69	38.36	42.3%	27.19	0.02	11.13	0.00	0.01	
				30.0%	0.0%	12.3%	0.0%	0.0%	
長峰	66.22	36.10	54.5%	16.70	0.45	18.81	0.10	0.05	
				25.2%	0.7%	28.4%	0.2%	0.1%	
若葉台	133.03	54.71	41.1%	21.84	1.26	29.32	1.41	0.39	0.49
				16.4%	0.9%	22.0%	1.1%	0.3%	0.4%
飛地	103.26	96.68	93.6%	51.39		44.99	0.30		
				49.8%		43.6%	0.3%		
合計	1,797.00	1,019.64	56.7%	539.91	23.47	323.89	55.46	69.83	7.08
				30.0%	1.3%	18.0%	3.1%	3.9%	0.4%

(端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。)

(面積 0.01ha 未満は「0.00」、割合 0.1%未満は「0.0%」と示しています。)

緑被内訳の「樹木・樹林」及び「草地」には、人工面を含みます。

地区の「飛地」は、多摩サービス補助施設・多摩カントリークラブの一部の「東長沼・百村・坂浜」を示します。



構成比は樹木・樹林 (人工面を含む)、草地 (人工面を含む)、果樹園・苗圃について値を示しました。

図 2-8 地区別緑被率の構成内訳

4.公園などの状況

公園など市民がレクリエーション・コミュニティの場として利用する空間と、社会的に一定の持続性が確保されている緑地の状況について整理しました。

(1) 都市公園

稲城市が市内の各所に整備している公園は、都市における緑とオープンスペースの中核となるもので、そのほとんどは都市公園法に基づき設置・管理しており「都市公園」といいます。市内には都市公園は131箇所、94.9haあり、市民一人当たりの都市公園面積は11.2㎡（平成23年（2011年）4月1日現在）になります。表2-4からは、区別の一人当たりの面積から見ると、概ねバランスよく公園が整備されていることがわかります。ただし、国が示している街区公園の標準面積0.25haと比較すると、1箇所当たり0.16ha（1,600㎡）と小規模な公園が多いことがわかります。

「都市公園」の全国的な整備状況は、国が発表した資料によると平成21年（2009年）3月31日現在約9.7㎡/人です。東京都（23区を除く）は約7.0㎡/人、東京都23区は約3.0㎡/人ですので、稲城市は全国及び東京都の平均以上に都市公園が整備されています。

表 2-4 都市公園の整備量

区 分		箇所	面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡/人)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	75	12.1	1.4
		近隣公園	4	10.7	1.3
		地区公園	2	16.4	1.9
	住区基幹公園小計		81	39.2	4.6
	都市基幹公園	総合公園	1	16.1	1.9
		運動公園			
	都市基幹公園小計		1	16.1	1.9
	広域公園				
	都市緑地		49	39.6	4.7
	都市公園計		131	94.9	11.2

（端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。）

※複数の区域から構成される公園はそれぞれを1箇所として数えています。集約すると109箇所になります。

一人当たり面積は、平成23年（2011年）4月1日現在の住民基本台帳人口83,903人及び外国人登録者人口1,102人の計85,005人を用いて算出しました。

《都市公園の整備標準について》

都市公園法、都市公園法施行令及び国土交通省通達では、市町村の都市公園の住民一人当たり敷地面積の標準は10㎡以上と示され、公園種別ごとの整備標準は次のようになっています。

表 2-5 都市公園の整備標準

種 別	対象人口	整備標準 (㎡/人)	標準規模 (ha)	誘致距離 標準
街区公園	市街地人口	1.0	0.25ha	250m
近隣公園	市街地人口	2.0	2ha	500m
地区公園	市街地人口	1.0	4ha	1km
総合公園	都市計画域内人口	1.5	10～50ha	
運動公園	都市計画区域内人口	1.0	15～75ha	
広域公園	都道府県人口	2.0	50ha以上	

※「市街地人口」とは「市街化区域内人口」とほぼ同じ意味ですが、稲城市の場合は市街化調整区域にお住まいの市民の方は少ないことから全人口とほぼ同じになります。

「誘致距離標準」は平成15年3月28日政令改正により廃止されていますが、一般的な市街地において有効な考え方であることから、都市公園法運用指針の中に参考として示されているものです。

(2) その他の公園

都市公園のほかに、市民の屋外のスポーツやレクリエーションの場として使われている公園的な施設があります。これらは都市公園法に基づく「都市公園」ではありませんが、都市公園と区別なく利用されています。

その他の公園として利用されている市設置公園（未告示公園）、ちびっ子広場、スポーツ広場、が24箇所あり、市民一人当たりの面積は0.6㎡（平成23年（2011年）4月1日現在）になります。

表 2-6 その他の公園の整備量

区分	箇所	面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡/人)	備考
その他の公園	市設置公園	9	1.9	未告示公園
	ちびっ子広場	12	0.8	
	スポーツ広場	3	2.7	
	その他の公園計	24	5.5	0.6

（端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。）

一人当たり面積は、平成23年（2011年）4月1日現在の住民基本台帳人口83,903人及び外国人登録者人口1,102人の計85,005人を用いて算出しました。



図 2-9 都市公園などの整備状況

(3) 歩いて行ける身近な公園の充足状況

①地区別の身近な公園の整備状況

都市公園のうち、身近な公園とされる住区基幹公園である地区公園、近隣公園、街区公園について、地区別にどの程度整備されているかについて示しました。

住区基幹公園は、19 ページに示したように住民一人当たり 4 m²を整備することが標準とされています。稲城市全体としては公園などの整備量は整備標準を充足していますが、表 2-7 からわかるように、向陽台、若葉台（多摩ニュータウン地区）に偏っており、均衡を欠いています。長峰では住区基幹公園は少ないものの、地区内に稲城中央公園（総合公園）があります。また、坂浜ではこれから土地区画整理事業が予定されており、公園などが新しく計画的に整備されます。

これらのことから、既成市街地（矢野口、東長沼、百村、押立）を重視した公園の整備が求められていることがわかります。

表 2-7 住区基幹公園の一人当たり面積

地区名	公園面積計 (ha)	人口 (人)	一人当たり面積 (m ² /人)	整備必要面積 (ha)	不足率
矢野口	1.1	15,632	0.70	5.2	82.4%
東長沼	1.5	11,541	1.34	3.1	66.7%
大丸	3.5	8,544	4.06	—	—
百村	1.1	4,436	2.40	0.7	40.0%
坂浜	0.0	2,806	0.00	1.1	100.0%
平尾	3.8	11,087	3.38	0.7	15.3%
押立	0.2	4,467	0.54	1.6	86.7%
向陽台	16.1	9,431	17.03	—	—
長峰	0.7	4,499	1.63	1.1	58.9%
若葉台	11.2	11,460	9.79	—	—
合計	39.2	83,903	4.67	—	—

(端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。)

一人当たり面積は、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 83,903 人を用いて算出しました。

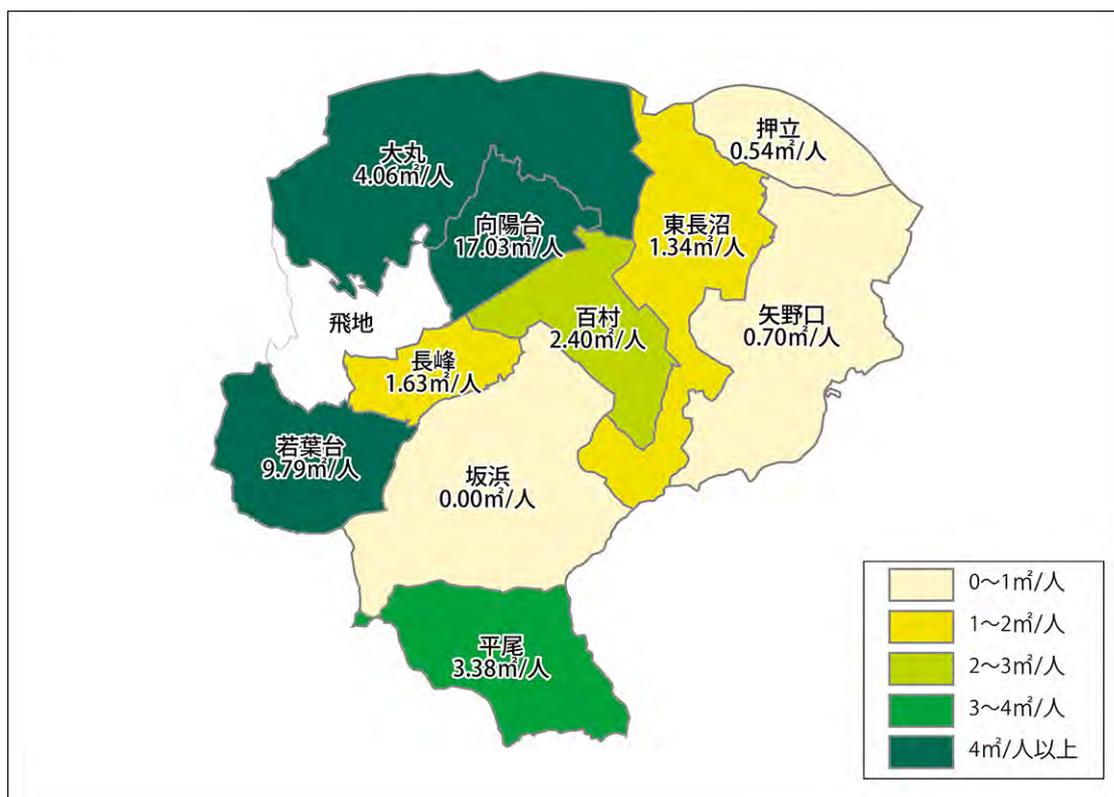


図 2-10 住区基幹公園の整備状況

② 歩いて行ける身近な公園の充足状況

稲城市では、常に市民の身近なところに都市公園があるように整備に努めています。具体的には、概ね徒歩5分（250m）圏内に都市公園があるようにすることが目安になっています。

下の図は、すでにある公園とともに、これから整備される都市計画公園や地区計画により指定された公園を含んでおり、各公園を中心に歩いて5分程度の範囲を示しています。ほとんどの範囲が黄緑色・オレンジ色に塗られています。多摩サービス補助施設、南多摩水再生センター、多摩川など、市民が住んでいない場所以外では、押立と東長沼の一部に身近な公園が不足する区域があり、身近な公園の整備に努める必要があることがわかります。また、事業中の南山東部土地区画整理事業、上平尾土地区画整理事業と、計画中の（仮称）小田良土地区画整理事業の区域は、適切に公園・緑地が配置されるように計画策定が進められています。

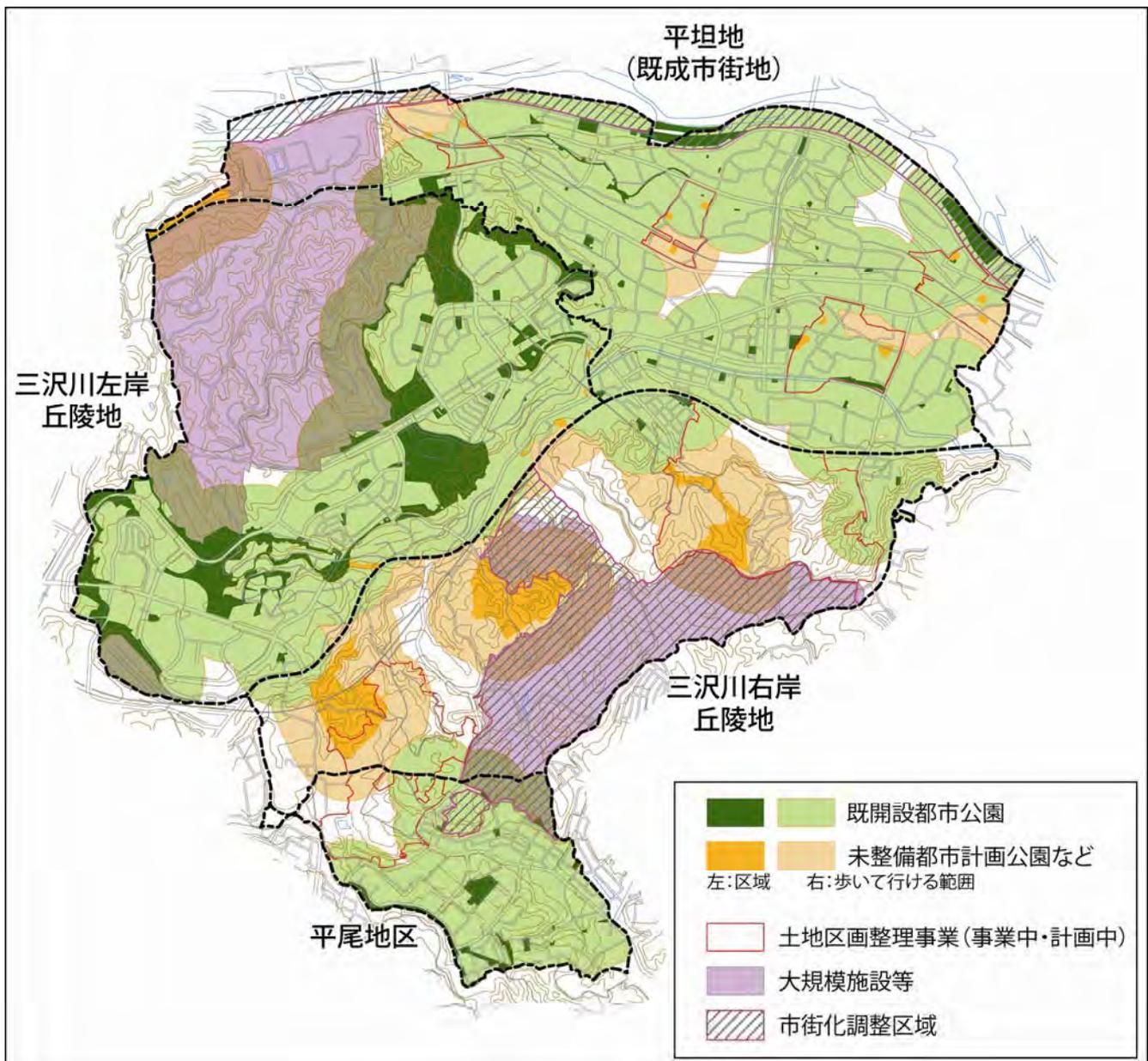


図 2-11 歩いて行ける公園の充足図